



第1回園長・設置者研修会

こども家庭庁が取り組む施策について —こども誰でも通園制度を中心に—

新緑が心地よく感じられる季節になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。入園、進級した子どもたちも新生活に慣れ、活発に活動している時期ではないかと思えます。

さて、5月31日(金)の定時会員総会前の時間に、第1回園長・設置者研修会を開催いたします。今回はこども家庭庁成育局から馬場耕一郎先生をお招きして、こども家庭庁を中心に進められている施策、特に、幼稚園や認定こども園にも大きく関係してくる「こども誰でも通園制度」についてお話していただきます。

ご承知のとおり、「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労の有無にかかわらず、0歳6か月から3歳未満の子どもを、保育園や幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などで、一定の時間預かる制度です。

国はこれまで少子化対策とはいいながら、実際には待機児童対策として、長時間保育を推進してきました。そのため保育園に子どもを預けている家庭と比較すると、保護者が就労していない子育て家庭に対しては、ほぼ税金が使われていない状態が続いていました。

今回、「こども誰でも通園制度」ができたことで、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが利用できる制度ができることとなります。このことは画期的なことともいえますが、その一方で、急激な少子化の流れの中で、子どもを預かってくれる保育所等にさらに子どもが集まる流れが加速化していく可能性も大きい制度となっています。

とはいえ「こども誰でも通園制度」は、幼稚園や認定こども園に入園する前の子どもの居場所をどのように考えるかという、幼稚園や認定こども園関係者にとっては切実な問題を提起しています。馬場先生には、このような視点から、改めてこども家庭庁の施策、特に「こども誰でも通園制度」について、その内容や意義を語っていただければと思っています。ご多忙の中と存じますが、園長・設置者の皆様のご参加をお待ちしています。

日 時

令和6年5月31日(金) 14:00~15:00 (定時会員総会前)

開催方法

ハイブリッド開催
 (会場: かながわようちえん会館/オンライン (Zoom))

講 師

馬場 耕一郎先生 (こども家庭庁 成育局成育基盤企画課)

申込み

5月1日(水)~5月27日(月)
 ゆたかなまナビ

こちらからもお申込み
 できます



※研修会と定時会員総会開始までの時間を考慮し、参加方法については次のとおりでお願いいたします。

- ・総会に会場でご参加される方: 会場参加
- ・総会にオンラインで参加される方: オンライン参加
- ・総会に参加されない方は、ゆたかなまナビ申込み時に会場参加またはオンライン参加をご選択ください。

※ZoomのURLは後日お知らせいたします。